

建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る 入札参加資格審査の業種の共通化について

- 1 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業種の現状
- 2 建設工事の業種の共通化の検討
- 3 測量・建設コンサルタント等の業種の共通化の検討
- 4 選択することのできる業種の数・希望順位の検討
- 5 その他構成員からの事前意見

建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業種の現状

- 建設工事及び測量・建設コンサルタントの入札参加資格審査申請においては、物品・役務等(※)と同様、地方公共団体ごとに契約の種類に応じた**業種を申請項目等として設定**し、事業者に対し、入札への参加を**希望する業種を選択**するよう求めている。

※ 物品・役務等においては、「営業品目」を設定

- 業種は、地方公共団体が契約の規模や内容、地域の事業者の状況等の地域の実情を踏まえて設定してきたものと考えられ、国及び検討会の構成員(以下、「構成員」という。)が設定している業種を比較しても、**業種数や業種の名称が異なっている**。
- また、業種の分類については、多くの構成員で**建設工事は大分類のみで設定**され、小分類を分けて設定していない。
- 一方で、**測量・建設コンサルタント等は、業種を大分類と小分類に分けて設定**し、大分類の業種に加え、小分類として、詳細な業務内容等を設定し、事業者に応を求めている。

<国及び検討会の構成員の業種数の状況>

団体名	建設工事の業種数		測量・建設コンサルタントの業種数	
	業種 (大分類)	業務内容 (小分類)	業種 (大分類)	業務内容 (小分類)
国(国交省会計課所掌機関)	14	—	5	—
国(地方整備局等)	22	39	6	58
長野県	30	—	5	31
滋賀県	16	45	7	41
名古屋市	40	—	10	53
盛岡市	29	—	5	50
粕屋町	30	—	10	26
山梨県市町村総合事務組合	30	—	7	59
GovTech東京	103※	—	5※	23

※ GovTech東京は建設工事と測量・建設コンサルタント等を同一の資格で受付しているため、GovTech東京が設定している業種のうち、「建築設計」、「土木設計」、「設備設計」、「測量」、「地質調査」の5業種を測量・建設コンサルタントの資格の業種とみなして計上している。

- 1 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業種の現状
- 2 建設工事の業種の共通化の検討**
- 3 測量・建設コンサルタント等の業種の共通化の検討
- 4 選択することのできる業種の数・希望順位の検討
- 5 その他構成員からの事前意見

建設工事の業種の共通化の方法

(物品・役務等の営業品目の検討状況)

- 営業品目数は、地方公共団体ごとに様々となっており、大分類の品目のみを設定している団体がある一方で、大分類の品目に加えて小分類の品目を詳細に設定している団体もある。
- 共通の営業品目を全ての地方公共団体が採用できるようなものとするためには、地方公共団体が必要に応じて詳細な営業品目の申請を求めることができるようにする必要があると考えられることから、大分類及び小分類の品目を設定することとした。
- また、営業品目の申請項目自体は、格付けに直接の影響を及ぼすものではなく、また、約9割の地方公共団体が申請を求めていることから、大分類については、共通申請項目とした。
- 一方で、小分類については、現に設定していない地方公共団体では求める必要がないところ、これを共通申請項目とする場合には、当該地方公共団体のみに申請を行う事業者にとっては、不要な情報を新たに申請する必要が生じることとなるため、選択申請項目とした。

検討

(大分類及び小分類の業種の設定)

- 物品・役務等の共通の営業品目と同様に、共通の業種を全ての地方公共団体で採用できるようなものとするためには、**大分類の業種に加えて、小分類の業種を設定**する必要があるか。

(共通・選択申請項目としての設定)

- 物品・役務等の営業品目と同様に、建設工事の業種は、事業者の適正性審査や格付けに直接の影響を及ぼすものではないことから、事業者特定情報として、**申請項目等のたたき台の抽出の考え方① i ※**に該当する。このため、**大分類の業種については、共通申請項目とする。**
- 他方で、**小分類の業種については、物品・役務等の検討と同様に、選択申請項目**とすることが考えられるか。

※ たたき台の抽出の考え方は、第11回項目・申請方法等検討部会(令和7年6月4日開催)資料1参照。

建設工事の共通の業種のたたき台の作成について

(物品・役務等の営業品目の検討状況)

- 物品・役務等の共通の営業品目の検討において、地方公共団体ごとに名称や意義が異なる営業品目を共通化するためには、統一的な指標等を用いる必要があるとの意見が地方公共団体からあったことから、統一的な指標として「生産物分類(2024年設定)」(令和6年3月18日総務省政策統括官(統計制度担当)決定。以下「生産物分類」という。)を使用した。

たたき台の作成の考え方

- 物品・役務等の検討を踏まえ、建設工事の業種の検討においても、たたき台を作成するに当たって、**統一的な指標を使用**する必要があると考えられる。
- 建設業法において、29の業種区分が定められており、当該業種区分は、建設業許可や経営事項審査を受ける際の区分であることから、**大分類については、29業種を設定**することが考えられるか。
- **小分類については、「建設業許可事務ガイドライン」(平成13年4月3日国総建第97号総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)の別表で示されている「建設工事の例示」(29業種の具体的な例を示したもの)を設定**することが考えられるか。
- また、事業者が業種を選択する場合に当たっては、**大分類の29業種に対応するそれぞれの「建設業許可」及び「経営事項審査情報(「総合評定値」の通知)」を取得していることを前提とする必要があるか。**

※例えば、大工工事に对应する建設業許可を受けていることのみでは、左官工事への入札参加が困難であるため、左官工事を業種として選択した場合には、必ず左官工事に対応する建設業許可を受けていることを確認できるようにして申請させる必要がある。

以上の考え方により、建設工事の共通の業種のたたき台(資料3)を作成。

希望する業種(たたき台)のイメージ

大分類 (共通申請項目)

…… 「建設業法」に基づく建設工事の種類(29業種)

小分類 (選択申請項目)

…… 「建設業許可事務ガイドライン」の建設工事の例示

【第2条関係】

1. 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について

法第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事については、昭和47年3月8日建設省告示第350号をもってその内容
を示しているところであるが、その具体的な例は、別表のとおりである。

この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により整
理・分類したものであるが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もあることに留意すること。なお、土木
一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは 要件でなく、工事の規模、複雑性等から
みて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

別表(一部抜粋)

別表

建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、 とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレ ーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コン クリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい 工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリ ート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウ ト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面 保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、 捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アン カー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り） 工事

建設工事の種類	建設工事の例示
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック 舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、 鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工 事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切 り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事 防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工 事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器 設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装 置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学 工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事

建設工事の業種の共通化の論点

論点

- 現に建設業法に規定されている29業種のみを業種として入札参加資格審査申請を受け付けている団体もあり、統一的な指標を参考にすれば、**大分類の29業種のみで共通化することが考えられるが、課題等はあるか。**
- 一方で、29業種以外の独自の業種を設定している地方公共団体もあるところ、**29業種以外の業種**を設定する場合、それらの業種については、**小分類を設定することで対応できる**と考えられるか。その際、「建設業許可事務ガイドライン」で示されている**「建設工事の例示」をたたき台の小分類の業種とすることについて、課題等はあるか。**
- たたき台で設定する業種のほか、共通の業種として設定すべきものはあるか。

<建設工事に係る業種のたたき台の整理>

業種(大分類)		建設業許可	経営事項審査
大工工事		大工工事	大工工事
小分類	大工工事		
	型枠工事		
	造作工事		

「建設業許可事務ガイドライン」に準じて設定
※必要とする自治体のみ設定

申請業種(大分類)を29業種とし、
建設業許可、
経営事項審査と対応

- 1 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業種の現状
- 2 建設工事の業種の共通化の検討
- 3 測量・建設コンサルタント等の業種の共通化の検討**
- 4 選択することのできる業種の数・希望順位の検討
- 5 その他構成員からの事前意見

測量・建設コンサルタント等の業種の共通化

- 測量・建設コンサルタント等の業種については、建設工事の検討を踏まえ、以下のように共通化することが考えられるか。

検討

(大分類及び小分類の業種の設定)

- 測量・建設コンサルタント等の業種については、全ての構成員において、大分類の業種に加え、小分類の業種も設定していることを踏まえ、共通の業種については、**大分類と小分類に分けて設定**することが考えられるか。

(共通・選択申請項目としての設定)

- 建設工事の検討と同様の考え方により、**大分類については共通申請項目とし、小分類については選択申請項目**とするか。

たたき台の作成の考え方

- 「生産物分類」中に設定されている「**建築設計・同関連サービス**」、「**建設コンサルタントサービス**」、「**測量サービス**」、「**地質調査サービス**」及び「**補償コンサルタントサービス**」については、物品・役務等の検討において、物品・役務等と測量・建設コンサルタントの線引きを明確にするため、「役務」の資格ではなく、「測量・建設コンサルタント」の資格に分類した経緯があることから、上記の5分類を大分類の業種として設定とするか。
- また、「**建設コンサルタントサービス**」及び「**補償コンサルタントサービス**」については、国土交通省が定める**登録規程で登録部門が定められていることから、当該部門を小分類の業種として設定**するか。
- 「**建築設計・同関連サービス**」、「**測量サービス**」及び「**地質調査サービス**」については、国及び構成員の設定している小分類を比較し、国及び構成員のうち、**複数の団体が設定しているものを抽出し、小分類の業種として設定**するか。
- また、事業者の業種の選択に当たっては、**法令により義務付けられている登録制度(測量業及び建築設計)に対応する業種については、当該登録を受けていることを前提とする必要があるか。**



以上の考え方により、測量・建設コンサルタント等の共通の業種のたたき台(資料4)を作成。

(参考)生産物分類について(「生産物分類(2024年設定)※」より抜粋)

※令和6年3月18日総務省政策統括官(統計制度担当)決定

- 「生産物分類」とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスについて、主にその質又は用途の違いに着目して分類したものであり、統計法に基づく統計基準である「日本標準産業分類」等とともに、統計相互の整合性や比較可能性の向上を図ることを目的としたもの。
- 本分類における生産物とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスである。本分類における生産物には、有形財(輸送可能財・輸送不可能財(建物等))、無形財(ソフトウェア、研究開発、特許権、商標権、著作権等の知的財産)及びサービスが含まれる。一方で、土地及び金融資産・負債は本分類における生産物には含まれない。

日本標準産業分類 (令和5年7月告示) (大分類)	生産物分類 (2024年設定)		生産物分類(2024年設定)			日本標準産業分類(令和5年7月告示) (JISIC)		
	統合分類	詳細分類	生産物分類コード	その他のコード	分類項目名	大分類コード	大分類名	小分類(JISIC)
A 農業、林業	43	317	74200100000	9	建築設計・同関連サービス	L	学術研究、専門・技術サービス業	
B 漁業	15	88	74200100010	9	戸建住宅建築設計・同関連サービス	L	学術研究、専門・技術サービス業	742
C 鉱業、採石業、砂利採取業	10	73	74200100030	1	共同住宅建築設計・同関連サービス	L	学術研究、専門・技術サービス業	742
D 建設業	9	84	74200100050	1	非住宅建築設計・同関連サービス	L	学術研究、専門・技術サービス業	742
E 製造業	551	2,224	74200200000	9	建設コンサルタントサービス	L	学術研究、専門・技術サービス業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	13	17	74200200010	1	建設コンサルタントサービス(国内・官公庁向け)	L	学術研究、専門・技術サービス業	742
G 情報通信業	74	93	74200200030	1	建設コンサルタントサービス(国内・民間向け)	L	学術研究、専門・技術サービス業	742
H 運輸業、郵便業	51	94	74200200050	6	建設コンサルタントサービス(国外向け)	L	学術研究、専門・技術サービス業	742
I 卸売業、小売業	349	1,276	74200300000	9	測量サービス	L	学術研究、専門・技術サービス業	
J 金融業、保険業	39	80	74200300010	1	公共測量サービス	L	学術研究、専門・技術サービス業	742
K 不動産業、物品賃貸業	31	77	74200300030	9	民間測量サービス	L	学術研究、専門・技術サービス業	742
L 学術研究、専門・サービス業	53	140	74200500000	1	地質調査サービス	L	学術研究、専門・技術サービス業	
M 宿泊業、飲食サービス業	4	12	74200500010	1	地質調査サービス(官公庁向け)	L	学術研究、専門・技術サービス業	742
N 生活関連サービス業、娯楽業	45	94	74200500030	1	地質調査サービス(民間向け)	L	学術研究、専門・技術サービス業	742
O 教育、学習支援業	21	45	74200600000	1	補償コンサルタントサービス	L	学術研究、専門・技術サービス業	
P 医療、福祉	27	49	74200600010	1	補償コンサルタントサービス(官公庁向け)	L	学術研究、専門・技術サービス業	742
R サービス業(他に分類されないもの)	33	70	74200600030	1	補償コンサルタントサービス(民間向け)	L	学術研究、専門・技術サービス業	742
S 公務(他に分類されるものを除く)	1	1						
主たる産業が特定されない生産物	8	11						
複数の産業と対応する生産物	4	14						
計	1,381	4,859						

測量・建設コンサルタント等の業種の共通化の論点

論点

- 地方公共団体が「測量・建設コンサルタント等」として設定している業種のうち、今回のたたき台の大分類に含まれていない業種※については、「**測量・建設コンサルタント等**」の業種としては取り扱わず、「**役務**」の共通の営業品目として取り扱うことになるが、このことについての課題等はあるか。
※ 不動産鑑定、土地家屋調査、計量証明、各種調査等の業種
- 申請項目及び必要書類のたたき台においては、「不動産鑑定業者」、「土地家屋調査士」、「司法書士」、「計量証明事業者」の登録状況や証明書等を選択申請項目等として設定しているが、上記に伴い、**当該4業種に係る申請項目(登録状況)や必要書類(登録証明書等)を設定する必要はない**と考えられるか。
- たたき台で設定された業種のほか、共通の業種として設定すべきものはあるか。

<測量・建設コンサルタント等に係る業種のたたき台の整理>

業種(大分類)	業種(小分類)の設定方法	登録の義務付けの有無	根拠法令
測量サービス	構成員が複数設定している業種	有	測量業法
建築設計・同関連サービス	構成員が複数設定している業種	有	建築士法
建設コンサルタントサービス	登録規程で定められた登録部門	無	建設コンサルタント業登録規程
地質調査サービス	構成員が複数設定している業種	無	地質調査業登録規程
補償コンサルタントサービス	登録規程で定められた登録部門	無	補償コンサルタント登録規程

- 1 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業種の現状
- 2 建設工事の業種の共通化の検討
- 3 測量・建設コンサルタント等の業種の共通化の検討
- 4 選択することのできる業種の数・希望順位の検討**
- 5 その他構成員からの事前意見

選択することのできる業種の数・希望順位の検討①

- 地方公共団体によっては、事業者が申請することのできる業種数を制限している場合や、申請した業種ごとに希望順位を設定できるようにしている場合がある。
- 国及び構成員においては、申請することのできる業種の数については「制限なし」、希望順位については「設定なし」としている団体がそれぞれ多数となっている。

<国及び検討会の構成員における選択できる業種の数・希望順位の状況>

団体名	建設工事		測量・建設コンサルタント等	
	選択できる業種の数	希望順位	選択できる業種の数	希望順位
国(国交省会計課所掌機関)	制限なし	設定なし	制限なし	設定なし
国(地方整備局等)	制限なし	設定なし	制限なし	設定なし
長野県	制限なし	設定なし	制限なし	設定なし
滋賀県	3個 (県外事業者は2個)	設定なし	制限なし	設定なし
名古屋市※1	10個	10位まで	10個	10位まで
盛岡市	制限なし	設定なし	制限なし	設定なし
粕屋町	制限なし	4位まで	制限なし	設定なし
山梨県市町村総合事務組合	制限なし	設定なし※2	制限なし	設定なし※2
GovTech東京	制限なし※3	設定なし	制限なし※3	設定なし

※1 令和8年度から新システムの運用開始に伴い、申請できる業種数は「制限なし」、希望順位は、「設定なし」となる予定。

※2 組合の構成員である一部の市町村では、希望順位を設定できるようにしている。

※3 申請できる業種数を制限していないが、業種によっては、同時に選択できない組合せがある。

選択することのできる業種の数・希望順位の検討②

(物品・役務等の営業品目の検討状況)

- 事業者が営業品目を無制限に選択できるようにした場合、本来取り扱っていない営業品目への申請が容易となることから、特に指名競争入札を行う地方公共団体においては、不良・不適格な事業者を選定するリスクを低減するために、事業者が選択できる営業品目の数を制限していると考えられる。
- 一方、事業者が選択することのできる営業品目数を制限せずとも、希望順位を設定した場合、指名競争入札時に当該順位を参考することによって、不良・不適格な事業者を選定するリスクを低減させるとともに、具体的契約の種類に応じて、当該契約の履行を得意とする事業者を選定できるものと考えられる。
- 上記の検討を踏まえ、物品・役務等においては、事業者が選択することのできる営業品目数に制限を設けないものとし、希望順位は選択申請項目として、申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できるものとされた。

検討

- 物品・役務等の検討を踏まえ、以下の理由により、事業者が選択することのできる業種の数に制限を設けず、希望順位は選択申請項目として設定するか。
 - ・ 指名競争入札を行う地方公共団体においては、物品・役務等と同様に、希望順位を設定にすることによって、契約に応じて適正な事業者を選定できると考えられること。
 - ・ また、建設工事及び測量・建設コンサルタント等においては、建設業許可や各種登録を受けなければ選択することのできない業種が多く、不良・不適格な事業者を選定するリスクは低いと考えられることから、事業者が選択することのできる業種の数に制限を設ける必要性についても、物品・役務等と比較して低いと考えられること。
- 希望順位を何位まで設定できるようにするかについては、共通の業種の数に応じて設定する必要があると考えられることから、全地方公共団体への意見照会の際に、団体が設定している業種の数と希望順位の設定状況について調査し、共通の業種と同程度の業種数を設定している団体における希望順位の数を参考に設定することとするか。

- 1 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業種の現状
- 2 建設工事の業種の共通化の検討
- 3 測量・建設コンサルタント等の業種の共通化の検討
- 4 選択することのできる業種の数・希望順位の検討
- 5 **その他構成員からの事前意見**

その他構成員からの事前意見

意見① 資格の種類について

(意見)

- 滋賀県では「土木施設維持管理」の資格を「物品・役務等」、「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」とは別の資格として、入札参加資格申請を受け付けている。共通システム上で「土木施設維持管理業務」の申請ができない場合、県独自で別のシステムを用意することとなり、地方公共団体側や申請者側からすると現状よりも煩雑な手続きをすることとなる。

(論点)

- 共通の資格としては、「物品・役務等」、「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」の3種類を設定しており、独自の資格については、いずれかの資格の中の営業品目又は業種として取り扱うことになるか。
- 他の地方公共団体においても、独自の資格を設定している事例がある(長野県においては「森林整備」の資格を設定している)ところ、これらの資格を全て「物品・役務等」、「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」の資格の中で受け付けるとした場合に、どのような課題等があると考えられるか。

意見② 業種の入力の省略について

(意見)

- 建設工事の共通システムにおいては、事業者が取得している建設業許可及び経営事項審査の情報を登録するのみとし、地方公共団体側で団体ごとに設定している業種を紐づけすることで、事業者が希望する業種を入力せずとも、該当する業種を自動で認定できるようにすることも考えられる。

(論点)

- 共通の業種を設定する必要がなくなる一方、希望順位の設定ができなくなることや、事業者が建設業許可等を取得しているが、現実的に対応できない(又は希望していない)業種についても認定されることになり、指名競争入札における事業者選定等の入札事務等に支障が生じるおそれもあることについて、どのように考えるか。
- なお、共通システムにおける業種以外の独自業種を設定している場合には、共通システムで受付された建設業許可等の情報と各地方公共団体における業種との情報連携にあたって、各団体のシステム改修等が必要となるのではないかな。